

浜松市上下水道部告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による委託をしているので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

1 名称

第一環境株式会社中部支店

2 住所又は事務所の所在地

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号

3 委託した公金事務に係る歳入

- (1) 浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号）第26条に規定する水道料金
- (2) 浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号）第14条に規定する下水道使用料
- (3) 浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号）第31条に規定する下水道利用料金
- (4) 浜松市農業集落排水処理施設条例（平成12年浜松市条例第56号）第15条に規定する農業集落排水処理施設使用料
- (5) 浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年浜松市条例第32号）第1条に規定する負担金
- (6) 浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第18条第2項に規定する写しの交付に要する費用

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年3月31日

5 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和5年3月22日